

山口県報

令和4年
11月11日
(金曜日)

目次

○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなければならない区域の指定の解除(環境政策課).....
○公告	保安林予定森林(山口市)(森林整備課).....
○公告	国土調査の成果の認証(政策企画課).....
○公告	開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....



山口県告示第三百四十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第三百二十一号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る形質変更時要届出区域

下松市大字東豊井字宮浦七四九の七の一部、七五一の三の一部及び七五五の一の一部、宇宮ノ洲六三三の四の一部並びに宇宮ノ洲浜七五七の一の一部及び七六三の二の一部

二 特定有害物質の種類

シアン化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の実施による基準適合の確認

山口県告示第三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和四年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市秋穂東字北山一〇三〇二の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(一八八) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和四年十一月十一日

一 国土調査を行った者の名称等

山口県知事 村岡 嗣 政

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	令和二年五月二十六日から 令和四年二月七日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内及び大字山田の各一部

二 認証年月日

令和四年十一月十一日

(二八九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和四年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下壱ノ割

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市古開作六一〇番地の五

株式会社ティーレックス